



20(交) 017

2020年7月31日

学校法人 青山学院
理事長 堀田宣彌 殿

青山学院大学教職員組合
中央執行委員長 北村 文昭

青山学院教職員組合
中央委員長 松延 素男

療養休職制度等の変更提案に対する回答および要求

青山学院大学教職員組合および青山学院教職員組合（以下、「両組合」という。）は、2018年11月27日に行われた事務折衝において示された以下5点の法人からの提案に対して、長期間検討を重ねた結果、一定の結論に到った。

- ① 療養休職制度変更案
- ② 労災休業制度変更案
- ③ 産前産後休業制度変更案
- ④ セカンダリー教員の保存休暇制度創設
- ⑤ 欠勤控除制度変更提案

両組合は、①の提案で、勤続年数が13年未満の教職員については休職期間が延長されるという変更点はあるものの、最長休職期間が4年から3年に短縮されることによる不利益を回避するため、療養休職期間満3年を経て退職する教職員に限り、退職金に一定割合を上乗せして支給することを要求する。

休職者の復職が前提となる休職制度である以上、専任教職員による代替が難しいことで、組織上の問題が長期間に及ぶことは理解できる。ただ、最長療養休職期間が短縮されること、休職中の給与について8割支給期間と2割支給期間に変更（2割支給期間は私学共済の傷病手当金・傷病手当金付加金を利用）されることに伴い、安全衛生面への配慮という観点から、教職員にとっては大きな不安と不利益が生ずるため、選択定年による退職に準ずる扱いとして、退職金支給率へ上乗せすることについて、具体的な割増率を含め今後両組合と話し合いを行うことを要求する。

③について、6月23日開催の事務折衝で、育児支援の観点から、公的給付金受給期間終了後の教職員に対して、保育園手当等の新設または扶養家族手当（子）への増額を検討する旨、両組合より要求したところ、7月21日の事務折衝において、青山学院慶弔見舞金内規の中に産休見舞金として3万円を支給するという条文を追加するという回答を受けた。回答通り教職員に還元することを要求する。

⑤について、欠勤に関する扱いの変更に伴い、療養休職に入る前の長欠期間の給与に関しても

不利益に変更されることから、少しでも不利益を回避する方策として、保存休暇として活用できる年次有給休暇の繰越期間分を現在の3年から4年に延長することを要望する。

一方、提案①②③が給付を受給する制度に変更されることにより生じた原資を、労働安全衛生面を整備する目的で教職員へ還元する措置として、ヘルパー等の利用を初めとする介助に要する諸費用について学院が一部補助することを要求する。障害がある場合や、労災や私傷病により休職に入り、介助があれば復帰が可能な場合、または介助が得られれば休職せずに勤務が継続できる教職員がいることも想定される。7月21日の事務折衝では安全配慮義務の観点からも検討が必要である旨人事部より指摘を受けたが、例えばヘルパーの介助等があれば勤務が継続できる場合には、その旨を学院へ事前に申請することを義務付け、就労可能かどうかについて一定の基準を満たせば補助が受けられるというような制度の創設を、両組合との話し合いを含めて今後検討していただきたい。具体的には、車椅子や交通機関の利用において、ヘルパー等の介助を利用した際に発生した費用の補助を想定している。

以上の4点について、産休見舞金については学院回答で合意するが、その他3点に関しては今後両組合と学院間で話し合いを行うことを前提に、学院提案①～⑤を全て受け入れる。制度や規則の詳細については、両組合の要求に基づいて引き続き誠意を持って協議し、学院の会議体に付議される前に一定の結論を見出したい。

両組合の要求に対して、学院の回答を前期中(8月13日まで)にいただきたい。

以上